

他市との比較（第5章～第7章）

1. 富士見市自治基本条例第12条（市民参加手続）

第12条 市は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その対象となる事案の性質及び影響を勘案し、最も適切かつ効果的と認められる市民参加の手続を行うものとする。

2 前項の市民参加の手続は、事前に公表するものとする。

新座市	—
熊谷市	<p>（市民参加及び協働の推進）</p> <p>第13条 市は、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、その体制を整備します。</p> <p>2 市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程に市民が主体的に参画できるよう努めます。</p> <p>3 市は、情報の提供、相談その他必要な措置を講じることにより、市民との連携を図ります。</p>
三郷市	<p>（参加の方法）</p> <p>第35条 執行機関は、市民等の参加の機会を保障するため、公聴会、説明会、懇話会等の開催、審議会等の公募委員募集、提案書の提出等目的に応じた適切な方法を用いるものとする。</p> <p>2 執行機関は、前項に規定するほか、多様な市民等の参加の方法を積極的に検討し、継続して改善に努めるものとする。</p> <p>3 市民等及び執行機関は、市民等の参加にあたり、互いの意見を十分に尊重しながら、合意形成に努めるものとする。</p>
久喜市	—
鴻巣市	—
ふじみ野市	—
戸田市	—
多摩市	<p>（参画・協働）</p> <p>第21条 市民は、市の執行機関における計画の策定、実施及び評価の各段階に参画することができます。</p> <p>2 市の執行機関は、第5条第1項及び第2項に規定する権利を保障するために、この章に掲げる施策を講じなければなりません。</p> <p>（計画策定等への参画）</p> <p>第24条 市の執行機関は、基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定等を行うにあたり、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民の参画する機会を保障するものとします。</p>

1. 富士見市自治基本条例第12条（市民参加手続）

<p>三鷹市</p>	<p>（計画の策定過程等）</p> <p>第29条 市長等は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画（以下「計画等」という。）の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。</p> <p>2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。</p>
<p>国分寺市</p>	<p>（参加と協働の推進）</p> <p>第6条 市は、次に掲げる政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。</p> <p>(1) 基本構想（総合的かつ計画的な市政運営を図るための構想をいいます。以下同じ。）及びこれに基づく計画並びに基本的政策を定める計画及びこれに基づく実施計画（以下「基本構想等」といいます。）の策定</p> <p>(2) 市政の基本的な政策に関する条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃（地方税の賦課徴収金に関するものを除きます。）</p> <p>(3) 市民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度の導入</p> <p>(4) 重要な市の施設の設置又は運営に関する方針及び計画の策定</p>
<p>小平市</p>	<p>（参加の機会の保障）</p> <p>第10条 執行機関は、次に掲げる事項を行う場合は、参加をする機会を保障するものとする。</p> <p>(1) 長期総合計画又は個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更</p> <p>(2) 義務を課し、又は権利を制限する内容を有する条例の制定又は改廃に係る案の作成</p> <p>(3) 市民生活に重大な影響を及ぼす施策又は制度の導入又は改廃</p> <p>(4) 重要な市の施設の設置又は廃止</p> <p>(5) 前各号に準ずる事項であって別に定めるもの</p> <p>2 前項各号に掲げる事項のうち、内容が軽微なもの、緊急を要するもの、法令に基づく事項で市の裁量の余地がないもの、租税に関するもの等については、同項の規定は、適用しない。</p> <p>3 執行機関は、第1項各号に掲げる事項について、審議会等の委員の公募、公聴会の開催、意見の公募、提案の受付その他の適当な方法により、参加をする機会を保障するものとする。</p> <p>4 執行機関は、意見の公募又は提案の受付により聴取した意見等について、十分に考慮し、誠実に処理するものとする。</p>
<p>武蔵野市</p>	<p>（市民参加の手続等）</p> <p>第15条 市長等は、政策等の立案及び決定の段階において、その内容及び性質に応じ、適時に、かつ、適切な方法（アンケートの実施、意見交換会、ワークショップ等の開催、検討委員会等における市民委員の公募、パブリックコメント手続（政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出</p>

1. 富士見市自治基本条例第12条（市民参加手続）

	<p>のための期間を定めて広く一般の意見を求めることをいう。以下同じ。）の実施その他の方法をいう。）により、市民参加の機会を設けるよう努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p>
海老名市	<p>（市民参加）</p> <p>第20条 行政は、市民の市政に参加する権利を保障し、多様な市民参加制度を講じなければなりません。</p>
小田原市	<p>（市政参加）</p> <p>第16条 市の執行機関は、政策の立案、実施等に係る過程に市民が関与すること（以下「市政参加」という。）ができる機会を拡充するよう努めなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、事案の内容及び性質に応じた市政参加の仕組みの開発並びにより多くの市民の市政参加が可能となる仕組みの工夫に努めるものとする。</p>

2. 富士見市自治基本条例第13条（市民意見提出手続）

第13条 市は、前条第1項の重要な施策の策定又は改廃に当たっては、事前に趣旨、内容その他事項を公表し、市民の意見を聴くとともに、当該意見に対する市の考え方を公表し、当該意見を勘案して意思決定を行わなければならない。ただし、緊急を要する場合又は法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

新座市	（パブリック・コメント制度等） 第13条 市は、市民の意見を把握し、市政に反映させるために、施策等の形成過程において、パブリック・コメント制度等を実施するものとする。
熊谷市	（意見公募手続） 第20条 市は、市民生活に関する重要な条例の制定及び計画の策定等に当たっては、意思決定前にその内容を公表し、市民に意見を求めるとともに、意見に対する考え方を公表します。
三郷市	（パブリック・コメント手続） 第40条 執行機関は、市政の重要な政策の決定にあたり、事前にその案を公表し、市民等が意見を述べる機会を設け、当該意見に対する考え方を公表するものとする。
久喜市	—
鴻巣市	（意見公募手続） 第15条 市長その他の執行機関は、市の基本的な計画及び重要な条例の策定等に当たっては、特別な理由がある場合を除きその内容を公表し、市民に意見を求めなければならない。
ふじみ野市	（パブリックコメント） 第22条 市長等は、市の重要な政策を定めようとするときには、その政策に関する条例及び計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項をあらかじめ公表し、広く市民から意見（次項において「パブリックコメント」という。）を求めるものとする。 2 市長等は、聴取した市民のパブリックコメントを考慮して、意思決定を行うとともに、聴取した意見に対する市長等の考え方を公表するものとする。
戸田市	—
多摩市	—
三鷹市	（パブリックコメント） 第16条 市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長等の考え方を公表しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、この限りでない。
国分寺市	—
小平市	—

2. 富士見市自治基本条例第13条（市民意見提出手続）

武蔵野市	<p>（市民参加の手続等）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 市長等は、次に掲げる場合においては、原則として、意見交換会を開催するとともに、パブリックコメント手続を実施するものとする。</p> <p>(1) 第23条第1項の武蔵野市長期計画その他の武蔵野市の重要な計画を策定しようとする場合</p> <p>(2) この条例その他の市政運営全般に関わる条例の制定又は改廃の議案を議会へ提出しようとする場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める政策等を決定しようとする場合</p> <p>3 市長等は、前項各号に掲げる場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施をしないことができる。この場合において、市長等は、その理由を明らかにしなければならない。</p> <p>(1) 緊急に政策等を行う必要があるとき。</p> <p>(2) 金銭の徴収又は給付に関する政策等を行うとき。</p> <p>(3) 法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他軽微な変更を行うとき。</p> <p>(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求があったとき。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施について必要な事項は、別に規則で定める。</p>
海老名市	—
小田原市	—

3. 富士見市自治基本条例第14条（審議会等への参加）

第14条 市は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので市が定めるものをいう。）を設置する場合は、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めなければならない。

新座市	—
熊谷市	（審議会等の委員の選任） 第14条 市は、審議会等の委員を選任するときは、その委員の一部を公募するよう努めるとともに、男女の均衡等委員の構成に配慮します。
三郷市	—
久喜市	（市民の市政への参画） 第23条 市の執行機関は、別に条例で定めるところにより、市民が市政に参画できるようその機会の拡充に努めるものとする。 2 市の執行機関は、附属機関の委員の選任に当たっては、別に条例で定めるところにより、適正に市民が参画できるよう努めなければならない。
鴻巣市	（審議会等の委員の選任） 第14条 市長その他の執行機関は、審議会その他の附属機関及びこれに類するものの委員を選任するときは、公募による市民を加えるよう努めなければならない。
ふじみ野市	（委員等の選任） 第21条 市長等は、審議会等を組織する委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の根拠を含めた手続について透明性を確保するよう努めるものとする。 2 市長等は、委員等の選任に当たっては、男女の比率及び年齢構成等の多様性に配慮するものとする。 3 市長等は、公募による市民を委員等に選任するよう努めるものとする。
戸田市	—
多摩市	—
三鷹市	（市民会議等の設置及び運営） 第30条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等（以下「市民会議等」という。）を設置することができる。 2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。 3 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の会議を公開しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

3. 富士見市自治基本条例第14条（審議会等への参加）

国分寺市	<p>（附属機関の委員の選任）</p> <p>第24条 附属機関の委員の構成については、原則として、市民から公募した委員を加えるものとし、その選任に当たっては、公平性及び透明性の確保に努めなければなりません。</p>
小平市	<p>（参加の機会の保障）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 執行機関は、第1項各号に掲げる事項について、審議会等の委員の公募、公聴会の開催、意見の公募、提案の受付その他の適当な方法により、参加をする機会を保障するものとする。</p> <p>4 （略）</p>
武蔵野市	<p>（市民参加の手続等）</p> <p>第15条 市長等は、政策等の立案及び決定の段階において、その内容及び性質に応じ、適時に、かつ、適切な方法（アンケートの実施、意見交換会、ワークショップ等の開催、検討委員会等における市民委員の公募、パブリックコメント手続（政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めることをいう。以下同じ。）の実施その他の方法をいう。）により、市民参加の機会を設けるよう努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p>
海老名市	—
小田原市	—

4. 富士見市自治基本条例第15条（市民参加及び協働の推進）

<p>第15条 市民及び市は、市民主体のまちづくりを進めるために市民参加及び協働による事業の推進に努めなければならない。</p> <p>2 市は、この条例に基づき、市民参加及び協働によるまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。</p>

新座市	<p>（参画及び協働のための環境整備）</p> <p>第12条 市は、市民が市政へ参画し、及び市と協働するための環境を整備するものとする。この場合において、未成年者の参画、男女共同参画及び審議会等における市民の登用に十分に配慮するものとする。</p>
熊谷市	<p>（市民参加及び協働の推進）</p> <p>第13条 市は、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、その体制を整備します。</p> <p>2 市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程に市民が主体的に参画できるよう努めます。</p> <p>3 市は、情報の提供、相談その他必要な措置を講じることにより、市民との連携を図ります</p>
三郷市	—
久喜市	<p>（協働）</p> <p>第24条 市の執行機関は、幅広く質の高い公共サービスの実現のため、新しい公共の原則に基づき、協働するよう努めるものとする。</p>
鴻巣市	<p>（参加及び協働の推進）</p> <p>第13条 市民及び市は、参加及び協働によるまちづくりを推進するものとする。</p> <p>2 市長その他の執行機関は、参加によるまちづくりを推進するに当たり、市民が様々な参加の機会を得られるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 市長その他の執行機関は、協働によるまちづくりを推進するに当たり、市民の自主的及び自立的な活動を尊重するものとする。</p>
ふじみ野市	—
戸田市	—
多摩市	<p>（参画の保障）</p> <p>第22条 市の執行機関は、市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を整備しなければなりません。</p> <p>2 市の執行機関は、市民が参画できないことにより、不利益を受けることのないよう、配慮します。</p> <p>（事業実施における参画）</p> <p>第25条 市の執行機関は、事業の実施にあたり、市民の参画を得るとともに、多様な市民の知恵と活力が活かされるよう努めるものとします。</p> <p>2 市の執行機関は、地域の課題を解決するため、自立的に活動する各種団体等の自主性を尊重し、協働を進めるものとします。</p>

4. 富士見市自治基本条例第15条（市民参加及び協働の推進）

三鷹市	—
国分寺市	<p>（参加と協働の推進）</p> <p>第6条 市は、次に掲げる政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。</p> <p>(1) 基本構想（総合的かつ計画的な市政運営を図るための構想をいいます。以下同じ。）及びこれに基づく計画並びに基本的政策を定める計画及びこれに基づく実施計画（以下「基本構想等」といいます。）の策定</p> <p>(2) 市政の基本的な政策に関する条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃（地方税の賦課徴収金に関するものを除きます。）</p> <p>(3) 市民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度の導入</p> <p>(4) 重要な市の施設の設置又は運営に関する方針及び計画の策定</p> <p>（協働のための基盤整備）</p> <p>第9条 市は、協働の推進に当たり、多様で開かれた場又は機会の創設、拡大等協働のための基盤整備に努めるとともに、市民活動団体、地域コミュニティ等に対して、その自主性を尊重しつつ、公の施設の積極的な活用等必要な支援を行うものとします。</p>
小平市	—
武蔵野市	<p>第3節 協働</p> <p>第16条 市は、武蔵野市に関わる多様な主体が目的を共有し、適切な役割分担及び相互の協力のもと、それぞれの特性を最大限に発揮し、かつ、相乗効果を発揮しながら公共的課題の解決を図る取組である協働を推進するものとする。</p> <p>2 前項の主体は、それぞれの自主性及び主体性を尊重するとともに、対等な立場にあることを自覚し、協働に取り組むものとする。</p>
海老名市	—
小田原市	—

5. 富士見市自治基本条例第16条（富士見市市民参加及び協働推進委員会）

<p>第16条 市は、市民参加及び協働によるまちづくりを推進するため、富士見市市民参加及び協働推進委員会を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、富士見市市民参加及び協働推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>

新座市	—
熊谷市	<p>（自治基本条例審議会の設置）</p> <p>第23条 この条例の適切な運用を図るため、熊谷市自治基本条例審議会を設置します。</p> <p>2 熊谷市自治基本条例審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めま</p> <p>す。</p>
三郷市	—
久喜市	<p>第11章 自治基本条例推進委員会の設置</p> <p>第27条 市長は、この条例の適切な運用及び普及を図るため、別に条例で定めるところにより、久喜市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 市長は、この条例の運用状況を検証するとともに、見直す必要が生じたときは推進委員会に諮り、適切な措置を講じるものとする。</p>
鴻巣市	<p>（自治基本条例審議会の設置）</p> <p>第27条 市長は、前条の規定による検証の結果、必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより鴻巣市自治基本条例審議会を設置する。</p>
ふじみ野市	—
戸田市	<p>（戸田市自治基本条例推進委員会）</p> <p>第20条 市長は、この条例の実効性を確保するため、この条例に関することを諮問する機関として、戸田市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。</p> <p>2 委員会は、市民(団体の場合は、その代表者)を含む多様な委員により構成します。</p> <p>3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。</p>
多摩市	<p>（自治推進委員会の設置）</p> <p>第30条 私たちのまちの自治の円滑な推進を図るため、多摩市自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。</p> <p>3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。</p> <p>4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。</p> <p>5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による6人以内の委員をもって構成します。</p>

5. 富士見市自治基本条例第16条（富士見市市民参加及び協働推進委員会）

	<p>6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。</p>
三鷹市	—
国分寺市	—
小平市	—
武蔵野市	—
海老名市	—
小田原市	—

6. 富士見市自治基本条例第17条（自主的なまちづくり活動の促進）

第17条 市は、市民による自主的なまちづくり活動を促進するために情報の提供、相談、技術的支援その他必要な措置を講ずるものとする。

新座市	（コミュニティ活動等の支援） 第16条 市は、市民のコミュニティ活動及びボランティア活動を促進するために、人材の育成及び発掘、情報及び施設の提供等必要な支援を行うものとする。
熊谷市	（コミュニティ） 第15条 市民は、コミュニティの意義と必要性を理解し、自主的にコミュニティの活動に参加するよう努めます。 2 市は、活力ある地域社会を実現するためにコミュニティの育成を図り、その活動を支援します。
三郷市	（協働推進の基盤整備） 第43条 執行機関は、市民等が協働の意義及び目的を共有し、共に活動できるよう支援するため、協働を推進する総合的な政策を行うものとする。 2 執行機関は、市民等による協働を支援するため、活動の機会、場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供等を行うものとする。 3 執行機関は、市民等からの協働についての提案等、多様な協働の試みが展開されるよう、相談体制の充実等に努めるものとする。
久喜市	（コミュニティ活動への支援） 第22条 市の執行機関は、コミュニティ活動を推進するため、別に条例で定めるところにより、必要な支援を行うよう努めなければならない。
鴻巣市	（コミュニティ） 第16条 市民は、自治会、町内会その他の地域で活動する公共性の高い団体に加わるよう努めなければならない。 2 市長その他の執行機関は、前項の団体の自主的及び自立的な活動を尊重し、必要な支援をしなければならない。 3 市長その他の執行機関は、第1項の団体以外の団体が行う公共的活動を支援することができる。
ふじみ野市	—
戸田市	—
多摩市	（参画への支援） 第27条 市の執行機関は、市民がまちづくりの主体者として、参画しやすい環境整備に努めなければなりません。
三鷹市	—
国分寺市	—
小平市	—
武蔵野市	—
海老名市	—
小田原市	—

7. 富士見市自治基本条例第18条（総合的かつ計画的な市政運営）

第18条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を策定し、これに基づき市政運営を行わなければならない。

新座市	<p>（計画の策定及び実施）</p> <p>第14条 市は、福祉、教育、文化、都市計画、環境等の重要分野に係る基本構想及びこれに基づく計画を策定し、及び実施するときは、広く市民の参画を得て協働して行うものとする。</p>
熊谷市	<p>（基本構想の策定等）</p> <p>第15条の2 市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めます。</p> <p>2 市長は、基本構想を変更し、又は廃止する場合も、議会の議決を経ることとします。</p>
三郷市	<p>（市政運営の基本方針）</p> <p>第15条 執行機関は、市民等の福祉の向上のため、市民等の視点に立ち、合意形成を図りながら公正かつ効率的に市政を運営するものとする。</p> <p>2 執行機関は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。</p> <p>（総合計画）</p> <p>第16条 市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、基本構想、基本計画及び実施計画で構成される総合計画に基づき、総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。</p> <p>2 市長は、総合計画の策定にあたっては、行政評価の結果を反映させるものとする。</p>
久喜市	<p>（総合振興計画の策定及び進行管理）</p> <p>第11条 市長は、議会の議決を経て市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、基本構想及び基本計画等（以下「総合振興計画」という。）を効果的かつ着実に実行するため、定期的な進行管理を行うとともに、新たな行政需要に対応した見直しに努めなければならない。</p>
鴻巣市	<p>（基本構想）</p> <p>第18条 市は、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための基本構想を策定しなければならない。</p>
ふじみ野市	<p>（総合的な計画）</p> <p>第16条 市長は、市政運営の指針となる総合的な最上位計画を市民が参加する組織をもって策定し、市議会の議決を得るものとする。</p>

7. 富士見市自治基本条例第18条（総合的かつ計画的な市政運営）

戸田市	<p>（行政運営）</p> <p>第15条 行政は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画を策定します。</p> <p>2 行政は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表します。</p>
多摩市	—
三鷹市	<p>（基本構想及び基本計画の位置付け等）</p> <p>第13条 市長等は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。</p> <p>2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。</p>
国分寺市	<p>（市政運営の基本原則）</p> <p>第26条 市は、この条例の基本理念に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を行わなければならない。</p> <p>（計画的市政運営）</p> <p>第27条 市は、基本構想等を市政運営の基本原則に基づき策定し、実施するとともに、新たな課題に対応できるよう見直しを行わなければならない。</p> <p>2 基本構想の策定、変更又は廃止については、議会の議決を経なければならない。</p>
小平市	<p>（長期総合計画）</p> <p>第24条 市は、小平市の将来像を示す長期総合計画を定め、これに即して総合的かつ計画的に市政を運営しなければならない。</p>
武蔵野市	<p>（基本原則）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 市長は、市民、議員及び職員の参加のもとに、市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。</p> <p>（長期計画の策定等）</p> <p>第23条 市長は、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するため、武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 市長は、長期計画の策定又は見直しにあたっては、市民、議員及び職員の多様な参加の機会を確保しなければならない。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、長期計画について必要な事項は、別に条例で定める。</p>

7. 富士見市自治基本条例第18条（総合的かつ計画的な市政運営）

海老名市	<p>（総合計画）</p> <p>第16条 行政は、市民と協働して長期的かつ総合的な計画（以下「総合計画」といいます。）を定め、それに基づく行政運営を行わなければなりません。</p> <p>2 前項の計画を推進するに当たり、行政は、その内容及び進捗状況を市民に公表し、わかりやすく説明しなければなりません。</p>
小田原市	—

8. 富士見市自治基本条例第19条（情報の公開）

第19条 市は、市が保有する情報を公開するとともに、正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう情報提供の充実に努めなければならない。

新座市	—
熊谷市	<p>（情報の提供）</p> <p>第16条 市は、市政に関する情報を市民に分かりやすい方法で適切に情報提供するよう努めます。</p>
三郷市	<p>（情報の提供）</p> <p>第30条 議会及び執行機関は、広聴及び広報の充実を図ることにより、市民等が必要とする情報を把握するとともに、当該情報を積極的かつ効果的に提供するよう努めるものとする。</p> <p>2 議会及び執行機関は、情報の提供にあたっては、広報、ホームページ等を積極的に活用し、市政情報を分かりやすく、かつ、入手しやすい複数の方法で市民等に提供するものとする。</p> <p>（情報公開）</p> <p>第31条 議会及び執行機関は、保有する情報について公開請求を受けたときは、正当な理由がない限り、適切かつ迅速に公開するものとする。</p>
久喜市	<p>（情報の公開及び共有）</p> <p>第18条 議会及び市の執行機関は、公文書の公開制度を適正に運用するとともに、市政に関する情報を積極的に提供することにより、市民との情報共有に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、市の執行機関との情報共有を進めるため、市民の持つ地域の情報を提供していくよう努めるものとする。</p>
鴻巣市	<p>（情報の公開、提供及び共有）</p> <p>第11条 市は、市民に対し、適正に市政に関する情報の公開及び提供を行わなければならない。</p> <p>2 市民及び市は、まちづくりを推進するため、情報を共有するものとする。</p>
ふじみ野市	<p>（情報の公開及び共有）</p> <p>第19条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保障するとともに、公正な市政運営を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報を、原則公開するものとする。</p> <p>2 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、附属機関の審議会その他の委員会等（第21条第1項において「審議会等」という。）の会議を原則公開するものとする。</p> <p>3 市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、様々な手法により市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図るものとする。</p>

8. 富士見市自治基本条例第19条（情報の公開）

戸田市	<p>（情報の共有）</p> <p>第18条 行政は、積極的な情報提供とともに、市民の知る権利を保障し、保有する情報を原則として公開します。</p> <p>2 市民及び行政は、災害等の緊急時に共助が円滑に行われるよう、互いに必要最小限の個人情報を提供できる環境を醸成するよう努めます。</p>
多摩市	<p>（情報共有）</p> <p>第17条 市議会及び市の執行機関は、保有する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民にとってわかりやすいものにしなければなりません。</p> <p>2 市議会及び市の執行機関は、市民の参画及び協働にあたって、情報が共有されるよう、必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>（情報公開）</p> <p>第18条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報の公開を総合的に推進しなければなりません。</p>
三鷹市	<p>（情報公開等）</p> <p>第14条 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障が、市民参加及び公正かつ民主的な市政運営の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開及び情報提供を行わなければならない。</p>
国分寺市	<p>（情報公開）</p> <p>第12条 市民等は、市が保有する公文書の公開を求める権利を有します。</p> <p>2 市は、前項の権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、市が保有する公文書その他の情報の公開を総合的に推進しなければなりません。</p>
小平市	<p>（情報共有）</p> <p>第26条 市は、その保有する市政に関する情報を市民等と共有することができるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。</p> <p>2 市は、その保有する市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民等に提供するよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、その保有する市政に関する情報について公開請求を受けたときは、適正かつ迅速に処理しなければならない。</p>
武蔵野市	<p>（情報公開）</p> <p>第10条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市政に関する情報を適時に、かつ、適切な方法で公開するとともに、市民に対して分かりやすく提供するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、情報公開について必要な事項は、別に条例で定める。</p>
海老名市	<p>（情報の公開）</p> <p>第14条 行政は、市政に関する情報を適正に公開又は提供するとともに、市民にわかりやすく説明しなければなりません。</p>
小田原市	—

9. 富士見市自治基本条例第20条（説明責任）

第20条 市は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容及び必要性を市民に分かりやすく説明することに努めなければならない。

新座市	(説明責任) 第17条 市は、市が保有する情報は本来市民のものであるとの認識に立ち、市政に関する情報を市民に積極的に公開するとともに、市政についての説明を十分に行うものとする。
熊谷市	(説明責任) 第18条 市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程について、市民に分かりやすく説明するよう努めます。
三郷市	(説明責任) 第21条 執行機関は、政策過程において、政策の内容、効果、必要性、妥当性等について、市民等及び議会に分かりやすく説明するものとする。
久喜市	(説明責任) 第12条 市の執行機関は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。
鴻巣市	(説明責任) 第20条 市長その他の執行機関は、施策の計画、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について市民に適切な方法により説明しなければならない。
ふじみ野市	(説明責任) 第18条 市長等は、施策の実施及び結果並びに財政状況について市民に分かりやすく説明するものとする。
戸田市	—
多摩市	(説明・応答責任) 第20条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果さなければなりません。 2 (略)
三鷹市	(説明責任) 第17条 市長等は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明しなければならない。
国分寺市	(説明責任) 第13条 市は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容を市民等にわかりやすく説明する責任があります。
小平市	—
武蔵野市	(説明責任) 第12条 市は、政策形成の過程を明らかにするとともに、政策、施策、事務事業等

9. 富士見市自治基本条例第20条（説明責任）

	(以下「政策等」という。)の立案、決定、実施及び評価の各段階において、その内容について市民に対して分かりやすく説明するよう努めなければならない。
海老名市	—
小田原市	—

10. 富士見市自治基本条例第21条（応答責任）

第21条 市は、市民の市政に関する意見及び要望に対して迅速かつ誠実に応答しなければならない。

新座市	<p>（市民の意見等の取扱い及び権利利益の保護等）</p> <p>第18条 市は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に公正かつ迅速に対応するための措置を講じるものとする。</p> <p>2 （略）</p>
熊谷市	<p>（応答責任）</p> <p>第19条 市は、市民の提案、意見、苦情及び要望に対して速やかに、かつ、誠実に応答するよう努めます。</p>
三郷市	<p>（応答責任）</p> <p>第22条 執行機関は、市民等からの市政に関する意見等を十分に検討し、公正かつ適切に対応し、市政に活用するものとする。</p>
久喜市	<p>（意見、要望、提言、苦情等への対応）</p> <p>第14条 市の執行機関は、市民からの意見、要望、提言、苦情等に対して、公共の視点から公正かつ誠実に対応するよう努めなければならない。</p>
鴻巣市	<p>（意見、要望等への対応）</p> <p>第21条 市長その他の執行機関は、市民の意見、要望等に対して迅速かつ誠実に対応するとともに、適切に処理しなければならない。</p>
ふじみ野市	<p>（提言及び要望への対応）</p> <p>第23条 市長等は、市民から市政に関する意見及び提案（次項において「提言」という。）並びに市民の生活に関する要望があったときは、速やかに内容を精査して、適切に対応し、その概要を公表するものとする。</p> <p>2 市長等は、必要と認めた提言及び要望については、市政運営に反映させるための仕組みを整えるものとする。</p>
戸田市	—
多摩市	<p>（説明・応答責任）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、応答する責任を負うものとします。</p>
三鷹市	<p>（要望、苦情等への対応）</p> <p>第18条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表する。</p>

10. 富士見市自治基本条例第21条（応答責任）

国分寺市	<p>（意見、要望及び苦情への対応）</p> <p>第31条 市は、市民等からの意見、要望及び苦情を受けたときは、速やかに調査し、責任をもって応答することにより、市民等の権利及び利益の擁護に努めなければなりません。</p> <p>2 市は、市民等の権利及び利益の擁護のため、オンブズパーソンを設置します。</p>
小平市	<p>（苦情及び要望への対応）</p> <p>第28条 執行機関は、市政に関する苦情及び要望について、総合的な窓口を設け、公正かつ迅速に対応するものとする。</p> <p>2 執行機関は、市政に関する苦情及び要望への対応のために必要があると認める場合は、市以外の者により組織された機関を設置するものとする。</p> <p>3 執行機関は、市政に関する苦情及び要望を十分に分析し、市政に活用するものとする。</p>
武蔵野市	—
海老名市	—
小田原市	—

1 1. 富士見市自治基本条例第 2 2 条（個人情報の保護）

第 2 2 条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に努めなければならない。

新座市	<p>（市民の意見等の取扱い及び権利利益の保護等）</p> <p>第 1 8 条 （略）</p> <p>2 市は、市民のプライバシーその他の権利利益を保護し、及び救済するための措置を講じるものとする。</p>
熊谷市	<p>（個人情報の保護）</p> <p>第 1 7 条 市は、市民の権利及び利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理します。</p>
三郷市	<p>（個人情報保護）</p> <p>第 3 2 条 議会及び執行機関は、個人の権利及び利益の保護並びに適切な市政運営に資するため、保有する個人情報を適切に取り扱うものとする。</p>
久喜市	<p>（個人情報の保護）</p> <p>第 1 9 条 議会及び市の執行機関は、個人情報の保護制度を適正に運用することにより、市民の権利利益の保護に努めなければならない。</p>
鴻巣市	<p>（個人情報の保護）</p> <p>第 1 2 条 市は、保有する個人情報を適正に取り扱い、当該個人情報を保護しなければならない。</p>
ふじみ野市	<p>（個人情報保護）</p> <p>第 2 0 条 市議会及び市長等は、保有する個人情報を保護するとともに、当該個人情報を適正に取り扱わなければならない。</p>
戸田市	—
多摩市	<p>（個人情報の保護）</p> <p>第 1 9 条 市議会及び市の執行機関は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じ、市民の基本的な人権を擁護し、信頼される市政を実現しなければなりません。</p>
三鷹市	<p>（個人情報の保護）</p> <p>第 1 5 条 市は、市民の基本的な人権を守るため、個人情報の適正な保護を行うとともに、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示と適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。</p>
国分寺市	<p>（個人情報の保護）</p> <p>第 1 5 条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、保管及び利用について、必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>2 市民は、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除及び利用中止を求める権利を有します。</p> <p>3 市は、市が保有する個人情報の不適切な取扱いにより個人の権利及び利益が侵害されたときは、速やかにその状況を調査し、原因を究明するとともに、必要な措置</p>

1 1. 富士見市自治基本条例第 2 2 条（個人情報の保護）

	を講じなければなりません。
小平市	<p>（個人情報の保護）</p> <p>第 2 7 条 市は、個人の権利利益を保護するため、その保有する個人に関する情報を適正に管理しなければならない。</p> <p>2 市は、その保有する個人に関する情報について開示その他適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。</p>
武蔵野市	<p>（個人情報の保護）</p> <p>第 1 3 条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定める。</p>
海老名市	<p>（個人情報の保護）</p> <p>第 1 5 条 行政は、保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、個人の権利利益の保護に最大限に配慮しなければならない。</p>
小田原市	<p>（個人情報の適正な取扱い）</p> <p>第 1 5 条 地域活動を行うもの及び市民活動を行うものは、その活動のために個人に関する情報を取り扱うときは、適正に取り扱わなければならない。</p> <p>2 市民及び市の執行機関は、地域活動を行うもの又は市民活動を行うものに対して、市民が自己を本人とする個人に関する情報を安心して提供することができる環境を醸成するよう努めるものとする。</p>

1 2. 富士見市自治基本条例第 2 3 条（適正な行政手続）

第 2 3 条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、市が行う処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に行わなければならない。

新座市	—
熊谷市	—
三郷市	(行政手続) 第 2 0 条 執行機関は、市民等の権利及び利益の保護を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、市政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図るものとする。
久喜市	(行政手続) 第 1 3 条 市の執行機関は、市民の権利及び利益の保護を図るため、市への申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出に関する基準及び手続を明らかにし、透明で公正な行政手続の確保に努めなければならない。
鴻巣市	(行政手続) 第 1 9 条 市長その他の執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、市政運営における処分その他の行政手続について、公正の確保と透明性の向上を図るものとする。
ふじみ野市	(行政手続) 第 2 4 条 市長等は、市民の権利及び利益を保護するため、市政運営における処分その他の行政手続について、公正の確保及び透明性の向上を図るものとする。
戸田市	—
多摩市	—
三鷹市	—
国分寺市	—
小平市	(行政手続) 第 3 0 条 執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民等の権利利益を保護するため、処分、届出及び行政指導に関する手続を適正に行わなければならない。
武蔵野市	(行政手続) 第 2 5 条 市長等は、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民の権利及び利益を保護するため、処分、行政指導等を行う場合には、適正な行政手続を経なければならない。 2 前項に定めるもののほか、行政手続について必要な事項は、別に条例で定める。
海老名市	(行政手続) 第 1 9 条 行政は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、適正な行政手続を確保するよう努めなければならない。
小田原市	—

1 3. 富士見市自治基本条例第 2 4 条（市民投票制度の活用）

第 2 4 条 市は、市政運営上の重要事項に係る意思決定については、富士見市民投票条例（平成 1 4 年条例第 2 9 号）に定める市民投票の制度の活用に努めなければならない。

新座市	<p>（住民投票）</p> <p>第 1 5 条 市は、直接市民の意思を確認する必要がある重要事項について、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 住民投票を行うことができる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じて別に条例で定める。</p>
熊谷市	—
三郷市	<p>（市民投票制度の設置）</p> <p>第 4 7 条 市長は、市民又は執行機関の発議に基づき、市政に関わる重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、市民投票を実施することができる。</p> <p>（市民投票に関する情報提供）</p> <p>第 4 8 条 市長は、市民投票の実施にあたり、市民が適切な判断ができるよう、あらかじめ十分な情報提供を行うものとする。</p> <p>（結果の尊重）</p> <p>第 4 9 条 議会及び執行機関は、市民投票の結果を尊重するものとする。</p>
久喜市	<p>（住民投票）</p> <p>第 2 5 条 市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市長は、住民投票を行うときは、住民投票の目的をあらかじめ明らかにし、その結果を尊重するものとする。</p> <p>3 住民投票の実施に関し、投票することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。</p>
鴻巣市	<p>（住民投票）</p> <p>第 1 7 条 本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その旨を公表し、意見を付けて議会に付議しなければならない。</p> <p>3 議員及び市長は、住民投票に関する発議を行うことができる。</p> <p>4 市民及び市は、住民投票の結果を尊重するものとする。</p> <p>5 住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>
ふじみ野市	<p>（住民投票）</p> <p>第 1 5 条 市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、市長に対し、市政に関する重要事項について住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 市議会議員及び市長は、法令の定めるところにより、住民投票を発議することができる。</p>

13. 富士見市自治基本条例第24条（市民投票制度の活用）

	<p>3 市民、市議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重するものとする。</p> <p>4 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度別に条例で定める。</p>
戸田市	<p>（住民投票）</p> <p>第19条 市長は、市政に関する特に重要な事項について、市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 住民投票の実施に関し必要な事項は、個別事案ごとに別に条例で定めます。</p>
多摩市	<p>（住民投票）</p> <p>第28条 市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。</p> <p>3 住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとします。</p> <p>（住民投票の発議・請求）</p> <p>第29条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。</p>
三鷹市	<p>（住民投票）</p> <p>第35条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。</p>
国分寺市	<p>（住民投票）</p> <p>第11条 市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>3 住民投票に付すべき事項、参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、条例で別に定めます。</p>

1 3. 富士見市自治基本条例第 2 4 条（市民投票制度の活用）

小平市	<p>第 4 章 市民投票制度</p> <p>第 1 4 条 市は、市政に関する重要な事項について、市民、議会又は市長の発意に基づき、市民の意思を直接確認するため、市民による投票（以下「市民投票」という。）を実施することができる。</p> <p>2 市は、市民投票が実施された場合は、その結果を尊重しなければならない。</p>
武蔵野市	<p>第 5 節 住民投票</p> <p>第 1 9 条 市長は、地方自治法第 7 条第 1 項の規定による廃置分合又は境界変更の申請を行おうとするときは、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市長は、市政に関する重要事項（別に条例で定めるものを除く。）について、武蔵野市に住所を有する 1 8 歳以上の者のうち、別に条例で定めるものの一定数以上から請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>3 市は、別に条例で定めるところにより成立した住民投票の結果を尊重するものとする。</p> <p>4 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、その結果を公表するものとする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。</p>
海老名市	<p>（住民投票）</p> <p>第 2 1 条 市長は、市政の特に重要な事項について広く市民の意向を把握する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）に規定する直接請求に準じ、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。</p> <p>3 市議会及び行政は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>4 第 1 項及び第 2 項に規定する住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めなければなりません。</p>
小田原市	<p>（住民投票）</p> <p>第 1 7 条 市は、市政の重要な課題に関する情報を住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に対して適切に提供し、住民の意見を把握した上で十分な検討をしてもなお直接住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を行うことができる。</p> <p>2 住民投票を行うときは、市の執行機関は、前項の課題について住民が判断するに足る十分な情報を公正に提供しなければならない。</p> <p>3 住民投票に関し必要な事項は、その都度別に条例で定める。</p>

14. 富士見市自治基本条例第25条（行政評価）

第25条 市は、施策の成果及び達成度を明らかにするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を行い、的確に、その結果を施策に反映させるよう努めなければならない。

新座市	<p>（評価）</p> <p>第20条 市は、政策等の成果を明らかにし、第三者を含めてその内容を客観的に評価し、その結果を市政運営に反映させるものとする。</p> <p>2 市は、前項に規定する評価の結果を分かりやすく市民に公表するものとする。</p>
熊谷市	<p>（行政評価）</p> <p>第22条 市は、施策の成果目標を明確にするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を公表します。</p> <p>2 市は、行政評価の結果を検証し、施策に反映させるよう努めます。</p>
三郷市	<p>（行政評価）</p> <p>第18条 執行機関は、総合計画に基づく政策の成果を明らかにし、効率的かつ効果的に市政を運営するため、行政評価を実施し、当該行政評価に関する情報を市民等及び議会に分かりやすく公表するものとする。</p> <p>2 執行機関は、行政評価にあたっては、市民等が参加できるよう努めるものとする。</p> <p>3 執行機関は、行政評価を常に最もふさわしい手法で行えるよう検討し、その改善に努めるものとする。</p>
久喜市	<p>（行政評価）</p> <p>第16条 市の執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、市民も参加する外部評価を取り入れた行政評価を実施するよう努めなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、行政評価の結果を政策の決定、予算編成及び総合振興計画の進捗管理に反映させるとともに、公表するよう努めなければならない。</p>
鴻巣市	<p>（施策に関する評価）</p> <p>第23条 市長その他の執行機関は、施策の必要性、効率性等を数値等で客観的に把握して評価しなければならない。この場合において、評価の実施にあたっては、市民に意見を求めるものとする。</p> <p>2 市長その他の執行機関は、評価の結果を市民に公表するとともに、その結果を市政に反映させるものとする。</p>
ふじみ野市	<p>（行政評価）</p> <p>第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を公表するとともに市政に反映させるものとする。</p> <p>2 市長等は、前項の行政評価について、市民が参加することができる仕組みを取り入れるよう努めるものとする。</p>
戸田市	<p>（行政運営）</p> <p>第15条 行政は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画を策定します。</p>

14. 富士見市自治基本条例第25条（行政評価）

	<p>2 行政は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表します。</p>
多摩市	<p>（評価への参画）</p> <p>第26条 市の執行機関は、実施した主要な事業について評価し、その結果を公表するものとします。</p> <p>2 市民は、市の執行機関が行っている政策及び事業に対し評価することができます。</p> <p>3 市の執行機関は、前2項の評価を施策に反映するよう努めるものとします。</p>
三鷹市	<p>（行政評価）</p> <p>第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。</p>
国分寺市	<p>（行政評価）</p> <p>第30条 市は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、毎年度行政評価を実施しなければなりません。</p> <p>2 市は、前項の行政評価の結果を公表し、政策の立案及び実施、予算編成、組織編成等に反映させなければなりません。</p>
小平市	<p>（評価及び検証）</p> <p>第29条 執行機関は、効率的かつ効果的に市政を運営するため、その取組を評価し、及び検証し、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 執行機関は、前項に規定する評価及び検証に当たり、執行機関以外の者の意見を取り入れ、その客観性及び透明性の確保に努めるものとする。</p>
武蔵野市	<p>（行政評価）</p> <p>第28条 市長等は、持続可能な市政運営の実現に向けて、限られた政策資源を最大限に活用するため、政策等について、必要性、効率性又は有効性の観点から、適時に、かつ、合理的な手法により評価を行うとともに、その結果を政策等に適切に反映させるよう努めなければならない。</p>
海老名市	<p>（行政評価）</p> <p>第18条 行政は、総合計画に基づく事業の成果を測定するための行政評価を実施し、その結果を市民に公表しなければなりません。</p> <p>2 行政は、前項に規定する行政評価に関する結果を、事業の推進、見直し等市政運営に反映していくよう努めなければなりません。</p>
小田原市	—

15. 富士見市自治基本条例第26条（健全な財政運営）

<p>第26条 市は、市政運営に当たり、中長期的財政計画を策定するとともに、効率的かつ効果的な施策の展開により、健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市は、市民に分かりやすい財務に関する資料を作成し、公表しなければならない。</p>
--

新座市	<p>（財政）</p> <p>第19条 市は、事務事業の見直し、民間活力の活用等行財政効率化に努めるとともに、健全な財政運営の仕組みを確立するものとする。</p> <p>2 市は、市の財政状況を毎年分かりやすく市民に公表し、市の財政についての市民の意識を高めるよう努めるものとする。</p>
熊谷市	<p>（都市経営）</p> <p>第21条 市長は、行政組織の簡素化を推進するとともに、計画的かつ効率的な施策の展開により健全な財政運営に努めます。</p> <p>2 市長は、市民の負担の適正化を図るよう努めます。</p>
三郷市	<p>（財政運営）</p> <p>第26条 市長は、計画的に市政を運営するため、必要な財源を確保するとともに、最少の経費で最大の効果をあげるよう、健全な財政運営及び合理的な予算執行に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、予算の編成及び執行にあたっては、総合計画及びその評価を踏まえて行うものとする。</p> <p>3 市長は、財政状況、予算の内容及び編成過程、予算執行並びに決算について、市民等及び議会への分かりやすい情報提供に努めるものとする。</p>
久喜市	<p>（財政運営）</p> <p>第15条 市長は、中長期的な展望に立ち、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、財政状況を市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。</p> <p>3 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。</p>
鴻巣市	<p>（財政運営）</p> <p>第22条 市長は、健全な財政運営に努め、財政に関する事項を市民に分かりやすく公表しなければならない。</p>
ふじみ野市	<p>（行財政運営）</p> <p>第17条 市長等は、前条に規定する総合的な計画を踏まえて、中長期的な視点から、健全な行財政運営を行うものとする。</p>
戸田市	<p>（財政運営）</p> <p>第16条 市長は、財源の確保及びその効果的かつ効率的な活用を図り、健全な財政運営を行います。</p> <p>2 市長は、財政及び財産の状況を分かりやすく市民に公表します。</p>
多摩市	—

15. 富士見市自治基本条例第26条（健全な財政運営）

<p>三鷹市</p>	<p>（自治体経営）</p> <p>第24条 市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図るとともに、市民満足度の向上及び成果重視の観点を踏まえた自治体経営を推進しなければならない。</p> <p>2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。</p> <p>3 市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化が図られるよう、適切な財政政策を進めなければならない。</p>
<p>国分寺市</p>	<p>（財政運営）</p> <p>第28条 市は、予算の編成及び執行に当たっては、基本構想等に基づき、行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営に努めなければなりません。</p> <p>2 市は、予算の執行及び決算、財産管理その他の財政に関する状況について、市民等が具体的に内容を把握できるようわかりやすい資料を作成し、公表しなければなりません。</p>
<p>小平市</p>	<p>（財政運営）</p> <p>第32条 市は、その財政状況を総合的に把握し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう健全な財政運営に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、健全な財政運営のため、中期及び長期の財政計画を定めるものとする。</p> <p>3 市長は、長期総合計画、財政計画等に即して予算を調製するものとする。</p> <p>4 執行機関は、健全な財政運営のため、事務及び事業の見直しに不断に取り組みなければならない。</p> <p>5 執行機関は、租税の公正な賦課及び効率的な徴収、新しい財源の創出、公有財産の活用及びその見直し等を行い、財源の基盤の強化に努めるものとする。</p> <p>6 執行機関は、市の財政状況（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人、市が加入している一部事務組合等の財政状況のうち市に係る部分を含む。）を分かりやすく公表するものとする。</p>
<p>武蔵野市</p>	<p>（健全な市政運営等）</p> <p>第24条 市は、市民の福祉の向上のため、市政の運営にあたっては、自らの責任において主体的に判断するとともに、行使できる権限を積極的に活用していくものとする。</p> <p>2 市は、限られた財源を有効に活用し、効率的で、かつ、実効性の高い市政を運営するため、その財政の健全な運営に努めなければならない。</p>
<p>海老名市</p>	<p>（財政運営）</p> <p>第17条 行政は、総合計画に基づき、財源を効率的かつ効果的に活用し、財政の健全性の確保に努めなければなりません。</p> <p>2 市長は、予算、決算その他財政に関する事項を市民に公表し、わかりやすく説明しなければなりません。</p>
<p>小田原市</p>	<p>—</p>

16. 富士見市自治基本条例第27条（条例の位置付け）

第27条 この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、他の条例、規則等の制定及び改廃を行う場合には、この条例に定める事項を最大限に尊重するよう努めなければならない。

新座市	<p>（条例の位置付け）</p> <p>第2条 この条例は、市政に関する最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例を尊重しなければならない。</p> <p>2 市は、他の条例及び規則等の制定改廃並びに制度の整備に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。</p>
熊谷市	<p>（条例の位置付け）</p> <p>第24条 この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、これを誠実に遵守します。</p>
三郷市	<p>（条例の位置付け）</p> <p>第54条 個別の条例、規則、計画等の制定若しくは策定又は解釈においては、この条例の趣旨を最大限尊重するものとする。</p> <p>2 市民等、議会、執行機関及び市職員は、この条例を尊重し、及び遵守するものとする。</p> <p>3 この条例の施行前に既に施行されている条例、規則等は、この条例との整合を図るため、適宜見直しを行うものとする。</p>
久喜市	<p>第12章 この条例の位置付け</p> <p>第28条 市民、議会及び市の執行機関は、この条例を尊重及び遵守するものとし、市の執行機関は、個別の条例、規則等の制定改廃又は計画の策定においては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。</p>
鴻巣市	<p>（この条例の位置付け）</p> <p>第28条 この条例は、本市の自治に関する基本的な規範であり、市民及び市は、この条例を尊重するものとする。</p> <p>2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに施策の実施に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。</p>
ふじみ野市	<p>（位置付け）</p> <p>第2条 この条例は、市における自治の基本として位置付けられるものであり、市民、市議会、市議会議員、市長等及び市の職員は、この条例を尊重しなければならない。</p> <p>2 市議会及び市長等は、条例、規則等の制定及び改廃並びに施策の実施に当たっては、この条例との整合を図るものとする。</p>
戸田市	<p>（条例の位置付け）</p> <p>第2条 この条例は、戸田市の自治の推進に関する基本的事項を定めるものであり、市民、議会及び行政は、この条例を最大限に尊重します。</p>

16. 富士見市自治基本条例第27条（条例の位置付け）

多摩市	<p>（条例の位置付け）</p> <p>第2条 この条例は、私たちのまちの自治について、最も基本的な理念及び行動原則を定めるものであり、市が定める最高規範です。</p>
三鷹市	<p>（条例の最高規範性等）</p> <p>第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。</p> <p>2 （略）</p>
国分寺市	<p>（最高規範性等）</p> <p>第35条 この条例は、市の定める最高規範であり、市は、条例等を制定改廃するに当たっては、この条例の基本理念を尊重しなければなりません。</p> <p>2 市は、市に関する事案について法令を解釈し、又は運用するに当たっては、地方自治の本旨及びこの条例の基本理念に基づいて、主体的に判断するよう努めなければなりません。</p> <p>3 （略）</p>
小平市	<p>（条例の位置付け）</p> <p>第37条 この条例は、小平市の自治の基本理念と進め方を定めるものであり、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図るものとする。</p>
武蔵野市	—
海老名市	<p>（最高規範）</p> <p>第2条 この条例は、海老名市における自治の最高規範であり、市民、市議会及び行政は他の条例及び規則の運用において、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければなりません。</p>
小田原市	<p>（条例の位置付け）</p> <p>第4条 この条例は、本市において自治を推進するための基本的指針を示すものであり、市民及び市は、この条例を最大限に尊重するものとする。</p> <p>2 市は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。</p>

17. 富士見市自治基本条例第28条（条例の見直し）

第28条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

新座市	—
熊谷市	（条例の見直し） 第25条 市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じてこの条例を見直します。
三郷市	（条例の検証及び見直し） 第55条 市長は、この条例の施行状況を検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。
久喜市	—
鴻巣市	（この条例の見直し） 第26条 市長は、社会情勢の変化に対応するため、この条例の規定について検証し、必要に応じてこの条例を見直さなければならない。
ふじみ野市	（見直し及び改正） 第30条 市長は、社会、経済情勢等の変化等に照らしてこの条例の見直しを図るものとする。 2 市長は、この条例を見直す必要があるときは、多様な方法で市民の意見を聴取するものとする。 3 市長は、聴取した市民の意見を考慮して、この条例を見直し、改正したときは、その内容を公表するものとする。
戸田市	（条例の見直し） 第21条 市長は、4年を超えない期間ごとに、委員会に諮問することで、この条例の見直しの検討を行います。
多摩市	—
三鷹市	（条例の最高規範性等） 第3条 （略） 2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。
国分寺市	（最高規範性等） 第35条 （略） 2 （略） 3 市は、社会状況の変化及び市民自治の確立に向けた取組状況を勘案し、この条例の見直しを行うものとします。
小平市	（条例の見直し） 第38条 市は、社会情勢の変化等に対応するため、適切にこの条例を見直すものとする。
武蔵野市	—

17. 富士見市自治基本条例第28条（条例の見直し）

海老名市	—
小田原市	<p>（条例の見直し）</p> <p>第19条 市は、本市の自治の発展又は成熟の状況、社会情勢等を勘案し、必要に応じてこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。</p> <p>2 市の執行機関は、前項の規定により検討を加えるときは、市政参加の機会を設けなければならない。</p>